





平成 28 年 8 月 29 日

各位

上場会社名 モジュレ株式会社

(JASDAQ: 3043)

代 表 者 代表取締役 古澤 龍郎 問 合 せ 先 財務&経企責任者 小田 真理

(TEL: 03-3454-2061)

平成 28 年 5 月期有価証券報告書提出遅延及び 当社株式の監理銘柄(確認中)指定の見込みに関するお知らせ

当社は、平成28年5月期有価証券報告書について、以下のとおり、金融商品取引法第24条第1項に定める期限内である8月31日までに提出できない見込みとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 提出が遅延するに至った経緯

当社は、平成28年7月20日付「第三者委員会の設置に関するお知らせ」及び「平成28年5月期決算発表延期に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、過年度の業績の一部に疑義があることが判明したため、第三者委員会を設置することを決定し、平成28年5月期決算発表を延期いたしました。

平成 28 年 5 月期決算においては、第三者委員会による調査結果を踏まえてこれを行う必要がありますが、第三者委員会の調査は継続中であります。

また、当社の会計監査人は平成28年7月22日付「公認会計士等の異動に関するお知らせ」にて公表のとおり辞任しております。新たな会計監査人を選定するため、複数の監査法人と交渉を行っておりますが、現在のところ一時会計監査人が選定できておらず、有価証券報告書に係る会計監査人の監査を受けられない状況にあります。

このような状況から、金融商品取引法第24条第1項に定める平成28年8月31日までに平成28年5月期有価証券報告書の提出ができない見込みとなりました。

なお、平成 28 年 5 月期有価証券報告書の提出期限の延長の申請について、関東財務局と協議した ところ、当社は現時点において一時会計監査人を選定できていないため、有価証券報告書の提出スケ ジュールを示せないことから、当該承認申請に必要な要件を具備しておらず、有価証券報告書の提出 期限延長の承認申請を行うことが出来ませんでした。

2. 監理銘柄(確認中)への指定見込みについて

東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第605条第1項第13号aにより、金融商品取引法に定める提出期限(平成28年8月31日)までに有価証券報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、当該銘柄を監理銘柄(確認中)に指定することとされております。よって当社株式は、東京証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、平成28年8月29日付で監理銘柄(確認中)に指定される見込みであります。

また、東京証券取引所の上場廃止基準により、監査報告書を添付した有価証券報告書を法定提出期限の経過後1か月以内(平成28年9月30日)に提出できなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止になります。

3. 今後の見通し

当社といたしましては、平成28年9月30日までに平成28年5月期有価証券報告書を提出すべく、 第三者委員会の調査に全面的に協力しておりますが、現時点において、調査結果の報告時期は9月下 旬の見込みであると示されております。

当社は、引き続き第三者委員会の調査に全面的に協力するとともに、一時会計監査人の選定を早急に行い監査を受ける体制を整備する所存です。

平成28年5月期有価証券報告書の提出時期につきましては、具体的な目途がつき次第、速やかに開示いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを 深くお詫び申しあげます。

以上